

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年3月2日

全国健康保険協会理事長 小林 剛

調達機関番号 427

所在地番号 13

## 1 調達内容

(1) 品目分類番号 6

(2) 製造物品及び予定数量

健保業務用封筒（封入封緘機用）他1点の作成

健保業務用封筒（封入封緘機用）240箱  
（480,000枚）

一般・任継納付書用封筒 1,224箱  
（2,448,000枚）

(3) 調達案件の仕様等  
入札説明書による。

(4) 納入期限  
平成23年6月21日他9回

(5) 納入場所  
全国健康保険協会が指定する場所（首都圏  
1か所の予定）

(6) 入札方法  
入札は、封筒1箱当たりの各契約希望単価に予定数量を乗じた合計で行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札判定を行うので入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約額の105分の100に相当する金額（税抜額）を入札書に記載すること。

## 2 競争参加資格

(1) 全国健康保険協会会計細則第25条及び第26条の規定に該当しない者であること。

(2) 平成22、23、24年度厚生労働省競争参加資

- 格( 全省庁統一参加資格 ) 物品の製造」の A、  
B 又は C の等級に格付けされ、関東・甲信越  
地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 当該案件と同等の数量について納品を行  
った実績を有する者であること。
  - (4) 当該案件を確実に履行できると認められ  
る者であること。
  - (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事  
実を記載していないと認められる者である  
こと。
  - (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化して  
いないと認められる者であること。
  - (7) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受  
けていない者であること
  - (8) 厚生労働省又は日本年金機構から業務等  
に関し指名停止を受けている期間中でない  
こと。
  - (9) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌保険  
又は船員保険の適用を受け、かつ、直近 1 年  
間について保険料に未納がない者であること  
(競争参加者が健康保険組合等の適用を受け  
ている場合は、年金保険料に未納がないこと)。  
また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、  
事業主が直近 1 年間について国民年金の未加  
入及び国民年金保険料の未納がない者である  
こと。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の配布場  
所及び問い合わせ先

〒102-8575 東京都千代田区九段北 4-2-  
1 市ヶ谷東急ビル 9 階

全国健康保険協会 総務部経理グループ  
電話 03-5212-8214 担当山下 敬史

- (2) 入札書の受領期限等

期限 平成 23 年 4 月 20 日午前 11 時

- 場所 上記 3 (1) と同じ
- (3) 開札の日時及び場所
- 日時 平成 23 年 4 月 21 日 午前 10 時
- 場所 東京都千代田区九段北 4 - 2 - 1  
市ヶ谷東急ビル 9 階  
全国健康保険協会本部会議室

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除

- (3) 入札者に要求される事項  
この一般競争に参加を希望する者は、競争  
参加資格に関する証明書等を、平成 23 年 4  
月 20 日 午前 11 時まで提出しなければならない。

入札者は、開札日の前日までの間において、  
入札担当者から当該書類に関し説明を求めら  
れた場合は、それに応じなければならない。

- (4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の  
提出した入札書、入札者に求められる義務を  
履行しなかった者の提出した入札書、その他  
入札の条件に違反した入札は無効とする。

- (5) 契約書作成の要否 要

- (6) 落札者の決定方法

本公告に示した業務を実施できると全国  
健康保険協会理事長が判断した資料を添付し  
て入札書を提出した入札者であって、全国健  
康保険協会会計規程第 23 条の規定に基づい  
て作成された予定価格の制限の範囲内で最低  
価格をもって有効な入札を行った入札者を落  
札者とする。

- (7) 手続きにおける交渉の有無 無

- (8) 詳細は入札説明書による。

5 Summary

1 Official in charge of disbursement of the

procuring entity: Takeshi Kobayashi, the Chief Director, Japan Health Insurance Association

2 Classification of the products to be procured: 6

3 Item and quantity of the products to be procured:

Making of health insurance business envelope 240 box (480,000 envelopes)

Making of envelope for arbitrary continuance 1,224 box (2,448,000 envelopes)

4 Delivery period: June 21, 2011 other nine times

5 Delivery place: as in the specification

6 Qualifications for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall;

not come under the Article 25 or 26 of the Japan Health Insurance Association Order concerning the accounts regulations

Possess the Grade A or Grade B or Grade C in "product" in terms of the qualification for participating in tenders by the Ministry of Health, Labour and Welfare (Single qualification for every ministry and agency) in fiscal year 2010, 2011, and 2012

prove to have actually engaged in adequate amount of similar matters properly

prove to have the ability to provide sufficient service with certainty

prove to have no false statement in tendering application forms or attached documents

prove neither the business condition nor credibility is deteriorating

Being the person who does not take compensation for damages request from Japan Health Insurance Association

Do not come out of Ministry of Health, Labour and Welfare or Japanese pension mechanism during a period taking a nomination stop about duties.

7 Time-limit for Tender 11:00 AM, 20 April, 2011

8 Contact point for the notice: Keiji Yamashita accounting division, general affairs department, Japan Health Insurance Association, 4-2-1, Kudankita, Chiyodaku, Tokyo, Japan, 102-8575 TEL, 03-5212-8214

## 【参考】

### 全国健康保険協会会計細則（抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第25条 契約責任者等は次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被補佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者

（競争に参加させないことができる者）

第26条 契約責任者等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後3年間は競争に参加させないことができるものとする。又これを代理人、支配人その他の使用人として使用するものについても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 契約に関する調査に当たり虚偽の申し出をした者
- (7) 前各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者を、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 契約責任者等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。